

令和2年5月8日

令和2年度診療報酬改定  
疑義解釈について②

(公社) 日本医療社会福祉協会

《参考》

- ・厚生労働省 疑義解釈資料の送付について(その9) 事務連絡令和2年5月7日
- ・日本医療社会福祉協会 診療報酬説明会 質疑応答(令和2年3月28日)

1. 回復期リハビリテーション病棟入院料

No	《問》	《回答》
1	区分番号「A308」回復期リハビリテーション病棟入院料について、回復期リハビリテーションを要する状態の規定から、発症後、手術後又は損傷後の期間に係る規定が削除されているが、当該要件は、令和2年4月1日以降に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病棟に入棟する患者に限り適用されるのか。	発症、手術又は損傷の時期によらず、令和2年4月1日以降に入棟している患者に適用される。

以上